

「訪問介護員の散歩等の同行」の取扱い

春日部市 介護保険課

「訪問介護員の散歩等の同行」について、厚生労働省の通知（※1）に基づき、春日部市における取り扱いを下記のとおり取りまとめましたので、業務の参考にさせていただきますようお願いします。

（※1）・・・「介護保険最新情報 VOL:104」（平成21年7月24日付）

【介護報酬を算定する条件】

No.	条件（下記の①～③全ての条件を満たした場合、介護報酬の算定が可能となる。）
①	自立支援、日常生活動作向上の観点から、 安全を確保しつつ常時介護できる状態 で行う場合。
②	利用者の自立支援に資するもの として、ケアプランに位置づけられるような場合。 （例：ケアプランにおける長期目標 又は 短期目標等に示された目標を達成するために必要な行為である場合）
③	上記①②について、 ケアプランに記載されており、保険者（市）に事前申請し、必要と認められた場合に、介護報酬の算定が可能となる。 →『老計10号別紙「1. 身体介護」の「1-6 自立生活支援のための見守りの援助」（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保できる状態で行う見守り等）』に該当するものとする。

【市の確認】

●サービス開始前に①～④の書類（写し可）を市に提出してください。

提出書類	確認する内容
①ケアプラン第1表 居宅サービス計画書(1)	「総合的な援助の方針」欄において、目的等を含め、サービス提供の必要性が記載されていること。
②ケアプラン第2表 居宅サービス計画書(2)	・「生活全般の解決すべき課題（ニーズ）」欄において生活上の困りごとや支援を必要とする問題（課題）として記載されていること。 ・「長期目標」又は「短期目標」を達成するための手段として、具体的な援助内容（内容、種別、頻度、期間）が記載されていること。
③ケアプラン第4表 サービス担当者会議の要点	訪問介護（散歩等）の必要性について議論されていること。（医師の所見を含む） ※医師の所見は、散歩等の必要性が分かるもの。（主治医意見書も可）
④訪問介護計画書	サービス提供内容 及び 報酬算定時間等が、できるだけ詳細に記載されていること。

●特例が認められた場合は、支援経過等に、申請日・連絡日等を記入してください。

●次のような場合には、その都度特例の申請が必要となります。

- ①認定更新・区分変更をしたとき
- ②居宅介護支援事業所が変わったとき（同一事業所内でのケアマネジャー交替の場合は申請不要。）
- ③届出の内容（頻度、期間、サービス提供事業所等）に追加・変更等があったとき

●利用者の緊急な事態でサービスを提供することは想定しておりません。

事前に市に申請のないものは、介護報酬の算定対象とはなりません。（事後報告は不可）